



国は、中小企業の数が減り続けている現状を打破すべく「地域における創業」を強化するさまざまな施策を展開しています。

こうした国の動きに合わせ、川根本町でも、昨年度から川根本町創業支援事業計画の策定を進め、先ごろ、経済産業省と総務省の認定を受けました。

またこの計画と並行して、町独自の「起業及び事業継続チャレンジ補助金」制度を創設し、創業希望者への支援に取り組み始めています。

敷居の高くない「創業相談窓口」を

【創業支援事業計画とは】

町では、連携機関（町、商工会、島田信用金庫、日本政策金融公庫）が一緒になって創業希望者をサポートしていく「創業支援事業計画」を策定し、5月20日に国の認定を受けました。

これまでは各機関が個々に相談対応していたため、それぞれの得意分野（経営、開業資金、人材、販路開拓など）での支援しかできていませんでした。今後は、役場商工観光課に第一の相

談窓口を設け、町が実施する起業関連補助金の説明や、相談内容に応じた連携機関への適切な引き継ぎを行うことによって、それぞれの得意分野が連携した支援をしていきます。（※必ず最初に役場に相談しなければならぬ、というわけではありません。）

また、潜在的な創業希望者の掘り起こしをしていくため、連携機関の協力による創業セミナーの企画や、地域内の事業者同士を結びつける取り組みにもつなげていく予定です。

【創業したら終わりではない】

創業支援といっても、創業したら支援が終了するわけではありません。「創業後5年間で勝負」とよく言われるように、事業を軌道に乗せるまでが重要です。また特に経営者は孤独を感じやすく、相談先に困っているという声もあります。

創業相談窓口では、創業後のサポートとして、相談者との面談や電話相談に応じ、創業後の有効な支援メニューを検討したり、アドバイスをしたりと、解決に向けたサポートもしていきます。

【特定創業支援事業について】

同計画の中でも、1カ月以上継続して創業希望者に全般的な創業ノウハウやスキル（経営、財務、人材育成、販路開拓の知識）の提供を行う事業を「特定創業支援事業」と呼びます。これを受け、知識習得がなされたことを認められた創業希望者には、町から証明書が発行され、創業時の税金などに優遇措置が受けられます。詳しくは、広報かわねほんちよう平成28年7月号をご覧ください。

特定創業支援事業のメリット（一例）

| |
|---|
| 登記にかかる登録免許税が半額に。 |
| 無担保・第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に。 |
| 創業関連保証の特例が、事業開始6カ月前から利用可能に。 |
| 「新創業融資制度」の、創業資本総額の10分の1以上の自己資金要件を満たす者として認定。 |
| 新たに創業する者や第二創業を行う者に対して、創業等に要する経費を補助金で支援する。 |

開業時の負担軽減のため

補助金を創設

【創業にはお金がかかる】

創業しようと考えたとき、まず最初に悩むのが資金面のことではないでしょうか。土地の購入、建物の新築や賃貸、備品や設備の導入など、さまざまな面で資金が必要となるからです。町内の方が、ご自身の土地・建物を活用して創業する場合でも、建物の改修費用や設備の導入費用などは必要になることでしょう。

これらの負担を軽減することを目的として今年4月に開始された「起業及び事業継続チャレンジ補助金」は、2本立てで構成された補助金制度です。

1つ目は創業希望者向けの補助金です。町民の方もしくはこれから町民になろうとする方が、町内で商工業を営もうとする際の創業資金を支援するというメニューです。

2つ目は、既存の店舗や事業所向けの補助金です。すでに町内で商工業を営んでいる方が「事業拡張のために工場を増設したい」お客様の

サービス向上のために店舗を改築したい」といった建物改修などにかかる費用を支援するメニューです。（※対象外の経費もあります、ご注意ください。）

新規に事業を営もうとする方の創業資金として最大100万円（補助率2分の1以内）を補助し、加えて事業所を賃貸する場合には交付決定年度内に限り家賃補助もあります。

また、既存事業者の方の建物改修にかかる資金支援として、最大50万円（補助率3分の1以内）の補助金メニューをそろえています。

本補助金を申請するためには所定の条件や必要となる書類があります。詳細を記したチラシや補助金交付要綱は役場総合支所商工観光課で配付していますので、必要な方はお申し出ください。

この補助金制度を通して、創業しやすい町づくりを進めるとともに、既存事業者の経営基盤を支えていくことで、地域に活力が生まれ、にぎわいが増していくことを目指します。

「起業及び事業継続チャレンジ補助金」の構成

| | |
|------|--|
| 起業 | <新改築補助> 事務所・店舗・作業場などの新築・増改築および付帯工事、経営に直接必要となる備品・設備の導入。 |
| | <家賃補助> 事業の拠点となる建物の賃借料。 |
| 事業継続 | <改修補助> 既存店舗や事業所などにおいて、生産性の向上やサービスの向上のために必要となる建物改築・増築、および備品・設備の導入または更新。 ※付帯工事費は対象外。 |



申請書の書き方も担当職員がレクチャーします。（※事前にお問い合わせください。）

創業希望者の夢実現と 商工業の未来のために

町では、創業支援に関する取り組みを、昨年から今年にかけて矢継ぎ早に展開しています。

まずは、創業希望者が気軽に相談しやすい環境を、連携機関の皆さんと一緒に作り上げていきます。また4月からスタートした「チャレンジ補助金」は、すでに複数の方から申請についてご相談いただいており、いくつか補助金交付が決定した案件もあります。

この町の創業支援への取り組みは始まったばかりで、まだまだ生まれたての赤ん坊のようなものです。引き続き制度のPRに力を入れ、創業希望者の夢を実現するためのお手伝いができればと考えています。そして、連携機関の皆さんと一緒に「町の商工業の未来のためにできること」を模索していきます。

Voice



役場 商工観光課
商工交流室
小笠原 聡 係長